

危機管理	第10分科会 危機対応 研究課題 様々な危機への対応と未然防止の体制づくりにおける校長の在り方
-------------	--

分科会の趣旨

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、多岐にわたっている。特に、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な課題となっており、児童虐待の増加や携帯電話、スマートフォンなどによるネットいじめなど、これまでとは違った新たな課題が生じてきている。

学校は、子どもたちが自己実現に向けて学ぶ場であればならない。そして、教職員は子どもたちの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備する必要がある。そのために、学校は事件・事故等の未然防止や適切な対応など学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子どもたち一人一人の危機対応力を高めることが求められる。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を行う必要がある。また、保護者や地域、関係機関との連携・協働により、共に子どもの安全・安心を確保していく体制をつくることが重要である。

本分科会では、様々な危機から子どもの生命と安全を守る対応の在り方と危機の未然防止のための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1)いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり

いじめや不登校への対応は学校における重要課題の一つである。また、社会的にも大きな問題として取り上げられることが多く、保護者や地域の関心も高い。

学校は、いじめや不登校等に対する予防的取組を

図ることを含め、教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要である。また、いじめや不登校等の問題への取組については、保護者や地域等への説明責任を果たすことが重要である。

学校は、予防的な取組として、児童に道徳性や規範意識等を養うとともに、問題発生の際に對して学校全体で早期に対応するなど、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っていく必要がある。

このような視点に立ち、いじめや不登校等への適切な対応のための取組を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2)高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

高い危機管理能力がある学校組織とは、管理職に高い危機管理意識があり、教職員の共通理解の下、あらゆる危機的場面に対して機動的に動ける組織である。そのような組織体制をつくっていくためには、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握して、教職員の危機管理意識の高揚を研修等で図らなければならない。また、研修に基づいた日頃の実践と保護者・地域との信頼関係の構築、関係機関との連携に努める必要がある。

校長は、このような認識の下に、児童の安心・安全を脅かす事件や事故等、危機に遭遇した場合の解決の道筋を示し、教職員が組織的に対応できるように、危機管理マニュアルや学校安全計画等の更新・見直し、組織体制づくり等の強化に努めなければならない。

このような視点に立ち、高い危機管理能力の育成と未然防止の組織体制づくりや関係機関との連携づくりを推進する上での校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第6分科会「健やかな体」

研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

しかし、近年、子どもたちは、体格面での成長に比べ、瞬発力・持久力・柔軟性など体力・運動能力の低下が指摘されている。また、肥満傾向の増加や視力の低下、さらには、「眠れない」「疲れやすい」「ストレスがたまる」など精神的な問題も多く見られるようになってきている。この背景には、物質的に豊かで便利な現代生活の中で、以前に比べて、子どもたちが直接行動し体を通して体験したり、汗を流して取り組んだりという機会が、減少してきていることが上げられている。少子化の傾向や、大人社会の人間関係の狭まりもあり、子どもたちに集団遊びが見られなくなり、室内遊びが増加していることも一つの要因といわれている。

このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与え、身体面だけでなく、精神面にも多くの問題が出てきている。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも健康が重要である。健康は生きる上での基本であり、子どもたちが、様々な経験を通じて健康に関する知識と生涯にわたって自らの健康を適切に管理できる力を習得し、生き生きとした生活を実践することができる能力を育むことが求められている。たとえば、自らの健康を保持していくために、基本的な生活習慣の一部である運動習慣を身に付けることや、食育を通して生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育むことは重要な課題である。

子どもたちが、自己や他者の健康の保持増進を図る能力を身に付け、様々な心身の健康課題に適切に対処し解決していくためには、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭・地域社会との密接な連携・協力のもと一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが重要である。

学校においても、子どもとの健康保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長のリーダーシップの下、日頃から運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておかなければならない。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内の組織が十分に機能するように体制の整備を図り、健康教育全体計画に基づき、すべての教職員が共通の認識に立ち健康教育を推進することができるように、リーダーシップを発揮していくことが必要である。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 生涯にわたって運動に親しむ教育活動の推進

- ・ 基礎的な身体能力や知識を身に付けさせ、自ら学習に取り組みせる教育活動の充実
- ・ 地域・家庭と連携しながら運動習慣を身に付けさせる学校の役割

(2) 心身ともに健やかな成長を目指す健康教育の推進

- ・ たくましく生きる意志と意欲を育み、心身ともに健やかな成長を目指す資質・能力の育成
- ・ 生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、維持・改善する能力を育む健康教育の充実

1 食育、学校給食の推進**(1) 栄養教諭を中心とした指導の充実**

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において、栄養教諭が中心となって各教職員が連携・協力して食育を推進する体制を整備し、給食の時間をはじめとする特別活動や各教科、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。

学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」を明記するとともに、体育科、家庭科など関連する科目等においても食育の観点からの記述を充実しています。

さらに、文部科学省では、平成26年度から、栄養教諭を中心に大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解などについて取り組む「スーパー食育スクール事業」を実施しています。

(2) 学校給食について

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成28年5月現在、小学校では1万9510校(全小学校の99.2%)、中学校では9,000校(全中学校の89.0%)が学校給食を実施しています。各学校では、学校給食の食材として地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。「第3次食育推進基本計画」では、平成32年度までに、学校給食における地場産物の使用割合を30%以上(28年度の使用割合は25.8%)、学校給食における国産食材の使用割合を80%以上(同75.2%)とすることを目指すとされています。文部科学省では、平成28年度から、学校給食において、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的食文化の継承などの社会的課題に対応するため、業務手順や実施方法等の仕組みの見直しにより、学校給食をより効果的かつ効率的に運用するための手法を検討する「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を実施しています。

その他、学校におけるアレルギー対応の改善・充実のための資料として、「学校給食におけるアレルギー対応指針」、「ガイドライン要約版」、「学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD)」を作成し、全国の教育委員会や学校等へ配布し、全教職員に対する理解の促進と事故防止の徹底を図っています。

2 学校保健の充実**(1) 子供の健康課題に対する総合的な取組**

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を作成し、全国の小学校、中学校、高等学校等に配布しました。

また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣する事業の実施や、メンタルヘルスの問題、各種感染症、アレルギー疾患など学校だけでは解決することができない児童生徒の現代的な健康問題について地域検討委員会を設置し地域の医療機関等と連携して解決を図る事業を実施するなど様々な施策を講じています。そして、学校におけるアレルギー疾患の対応の充実を図るため、教職員や指導主事などを対象とする講習会を毎年全国6か所で開催しており、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」などの普及啓発を一層推進しています。

さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成28年度の設定率は96%と高い水準を実現しています。

(2) がん教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となって、「がん対策基本法」の下で政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われており、現在は平成29年度から34年度までの第三期の計画期間となっています。同計画では、がん教育に関する個別目標として、国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとされています。文部科学省では、同計画の達成に向けて、がん教育の実施状況に関する調査を実施し、各都道府県等が主体的に行うがん教育に関

する取組に対して支援を行うことによって各地域におけるがん教育の充実を図っています。

(3) 薬物乱用防止教育の充実

近年の青少年の薬物乱用問題については、これまでの諸対策によって、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が見られ、一定の成果が認められています。一方、平成 28 年中の大麻事犯の検挙人員については、全体の約 45%を少年及び 20 歳代までが占めており、依然として若者を中心に乱用されている状況がうかがえることが指摘されているほか、若者による危険ドラッグの乱用がいまだに確認されています。

文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に 1 回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等を指導しています。また、高等学校学習指導要領「保健体育」において新たに大麻を扱うこととし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実するなど、薬物乱用防止教育の推進に努めています。

さらに、薬物乱用防止教室の指導者を対象とした講習会等の開催や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・配布等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っています。

3 学校安全の推進

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成 21 年 4 月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全を取り巻く様々な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるため、文部科学省では、29 年 3 月、「第 2 次学校安全の推進に関する計画」を策定しました。同計画には、学校安全の推進の方向性として目指すべき姿や施策目標を明示した上で、新たに、学習指導要領の改訂等を踏まえた安全教育の充実方策や、第 1 次計画策定後の新たな安全上の課題への対応等を盛り込んでおり、今後は、同計画に基づき、学校安全の取組を推進することとしています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器(AED)の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、学校における安全教育や安全管理の充実資するため、教職員向け学校安全資料を作成しています。平成 30 年 2 月には、近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校が危機管理マニュアルを作成する際に参考となる「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」を改訂しました。このほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成 26 年度から 27 年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を 28 年 3 月に取りまとめました。

さらに、現下の国際情勢に鑑み、ミサイル・テロ等、突発的に大規模な災害をもたらし得る危険が発生するような状況に対しては、各地方公共団体の国民保護計画の方向性に沿って、学校の安全管理の一環として進めていくことができるよう、教育委員会等に対し、危機管理マニュアルの見直しや地方公共団体の危機管理部局との連携強化、訓練の実施などの取組を促しています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。先進事例として例えば、セーフティプロモーションスクールの取組が挙げられます。

また、文部科学省では、平成 17 年度から学校安全ボランティアを活用した地域ぐるみでの学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。例えば、元警察官等がスクールガード・リーダー(20)として学校を巡回したり、学校安全ボランティアに対して警備のポイントなどを指導したりするなどの各地域における子供の見守り活動に関する取組を支援しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全

を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月改訂）、「『生きる力』を育む防災教育の展開」（25年3月改訂）のほか、各種の教職員用の資料や教材を作成し、これらの活用を促しています。また、「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」において、各学校における交通安全や防犯を含めた実践的な安全教育を支援しています。

さらに、各地方公共団体や学校において、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるように、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト（21）を開設し、平成28年4月から運用しています。

(3) 健やかな体（第1章第1の2の(3)）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬

物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より 平成30年12月20日 スポーツ庁

1 児童生徒の体力・運動能力等の状況

(1) 体力合計点の推移

平成30年度の小学校5年生及び中学校2年生における体力合計点(各テスト項目に係る得点を合計した点数の平均値。以下同じ。)について、平成20年度の調査開始以降における推移で比較してみると、小学校5年生の男子は横ばい、中学校2年生の男子は若干の向上傾向、女子はいずれも向上傾向。なお、中学校2年生男子及び小学校5年生と中学校2年生の女子は平成20年度の本調査開始以降で最高値。

(2) 昭和60年度平均値との比較

昭和60年度の調査結果1と比較できる各テスト項目2について、昭和60年度の平均値以上の児童生徒の割合を調査したところ、小学校5年生の反復横とび及び中学校2年生男子の50m走を除き、児童生徒の半数以上が昭和60年度の平均値を下回っている。

ボール投げについては、特に低く、また、平成22年度以降においても、小学校5年生、中学校2年生のいずれも低下傾向。

(3) 生徒の運動やスポーツに対する意識の推移

中学校2年生の運動やスポーツをすることが「好き」・「嫌い」と思う割合は、平成20年度以降、概ね横ばいとなっている(図2)。また、卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う割合は、平成26年度以降、向上傾向となっている。

2 児童生徒の運動時間と体力・運動能力

児童生徒の運動時間(体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間。以下同じ。)について、420分以上3である児童生徒の割合は、小学校5年生よりも中学校2年生の方が高く、60分未満である児童生徒の割合は、男子よりも女子の方が高い。

また、児童生徒の運動時間別に、体力合計点を比較してみると、運動時間が420分以上の児童生徒の体力合計点は、420分未満の児童生徒の体力合計点に比べて高い。

3 児童生徒の生活習慣と体力・運動能力

(1) 朝食の摂取状況

児童生徒の朝食摂取状況別に体力合計点を比較してみると、「毎日食べる」と回答した児童生徒の体力合計点は、「毎日食べているわけではない(食べない日もある+食べない日が多い+食べない)」と回答した児童生徒に比べて高い。

(2) テレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の映像の視聴時間

児童生徒のテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間別に体力合計点を比較してみると、平日1日当たりの映像視聴時間が3時間以上の児童生徒の体力合計点は、全国平均値よりも低い。

児童生徒のテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間が、平日1日当たり2時間以上の児童生徒の割合は、昨年度と比較して、増加している。